

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、タマホーム株式会社と称し、英文では、Tama Home Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建物、構築物の設計、施工、請負および監理
2. 建築材料の製造および売買ならびに輸出入
3. 緑化造園材料その他土木建築工事用資材の売買ならびに輸出入
4. 地域開発、都市開発、土地造成および環境整備に関する調査、企画、設計、施工、監理、エンジニアリング、マネジメント、およびコンサルティング業務の請負または受託
5. 建築工事および土木工事の設計、施工、請負ならびに監理
6. 土木工事、大工・左官・土工・屋根工事、石・タイル・れんが・ブロック・ガラス工事、管工事、塗装・防水工事、内装仕上・建具工事、電気・電気通信工事、機械器具設置工事、鋼構造物・鉄筋工事および水道・消防施設工事の設計、施工、請負および監理
7. 建築業に対する技術援助、コンサルタントに関する事業
8. 建築業に対する研究、研修、広告宣伝の受託
9. 不動産特定共同事業法に基づく事業
10. 不動産・有価証券に関する投資顧問業、投資信託委託業、投資法人資産運用業
11. 不動産の売買、賃貸借、管理および鑑定ならびに不動産経営コンサルティング
12. 不動産の売買および賃貸借の仲介および代理
13. 土地の測量地質調査
14. 樹木の育成および売買ならびに造園の設計、施工および請負
15. 家具、室内装飾品、家庭用電気製品、照明機器・給排水設備・空調設備機器・厨房機器等の住宅設備機器、門扉・フェンス等の住宅付属設備および日用品雑貨の売買ならびに輸出入
16. 情報処理サービス事業ならびに出版物の製作および売買
17. コンピュータソフトウェアおよび情報処理システムの開発および売買
18. スポーツ施設、保養所、研修所、レストラン・喫茶店等飲食店、ホテル・旅館等宿泊施設および売店の経営ならびにこれらに関する経営コンサルティング
19. 各種催し物の企画および請負ならびにカルチャーセンターの経営

20. 道路貨物運送業および倉庫業ならびにその取次および代理業務
21. 産業廃棄物の収集、運搬、処分および再資源化に関する事業
22. 金銭の貸付、債務の保証および動産のリース業
23. 会員制による情報提供サービス業および各種商取引ならびに商取引の代理、取次ぎ
24. 第二種金融商品取引業
25. 通信機器およびその周辺機器の販売ならびに賃貸
26. 広告代理業、損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
27. 当社と同一資本系列会社のための福利厚生施設経営
28. 前各号に附帯する諸般事業をなすこと

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は、東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役相談役、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は6名以内とする。

(選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- ③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
- ④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時を超えることはできない。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第42条 剰余金の配当は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第44条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

1998年6月2日	公証人認証
1998年6月3日	会社設立
2002年8月1日	臨時株主総会において一部を変更
2002年9月23日	臨時株主総会において一部を変更
2003年8月23日	定時株主総会において一部を変更
2004年2月27日	臨時株主総会において一部を変更
2004年8月31日	定時株主総会において一部を変更
2004年10月29日	臨時株主総会において一部を変更
2005年4月14日	臨時株主総会において一部を変更
2005年8月29日	定時株主総会において一部を変更
2006年8月29日	定時株主総会において一部を変更
2007年8月29日	定時株主総会において一部を変更

2008年1月22日 臨時株主総会において一部を変更
2008年8月29日 定時株主総会において一部を変更
2009年2月20日 定時取締役会において一部を変更
2009年8月28日 定時株主総会において一部を変更
2012年10月1日 定時株主総会において一部を変更
2013年1月21日 臨時株主総会において一部を変更
2022年8月25日 定時株主総会において一部を変更